

自動車車体表示の方法

		道路運送法95条	自動車法65条(自動車検査証記載事項)	その他表示事項 幼児専用車後面	備考
家用	バス	自家用	○	有償運送送迎輸 送専用車の後面	(文字の寸法) 縦12cm以上横30cm以上まで
	貨物車		○	↓ 幼児専用車の後面	(印刷の記録)
	ダンプ車		○	「角尺専用車つきききき」	普通車・小型車 ↓
	特種		○	乗降口付近には 「角尺専用車つきききき」	運転台の中央部位
	ボンタカー (バス、貨物車)		×	□□□ボンタカー	一文字15cm以上
事業用	バス	有償運送送迎輸 送専用車の後面	○		
	トラック	有償運送送迎輸 送専用車の後面	○		
	タクシー		○	個人タクシーの自 用車(個人)と番号表示	別途届達有り

【文字の大きさの標準(一文字)】

①自家用

<小型> 縦→7cm 横→6cm

<普通> 縦→12cm 横→8cm

②使用者の氏名・名称又は記号及び事業の種類

<小型> 縦横→8cm以上30cmまで

<普通> 縦横→12cm以上30cmまで

○文字又は記号の色は車体の色と反対色に近いもの、ペンキ等により左から右に横書きとする。

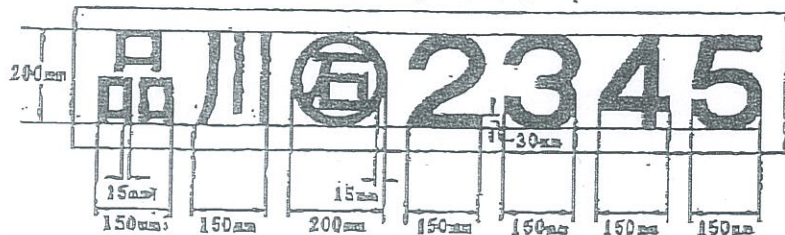
○氏名又は名称等をローマ字のみで表示することはできない。

○車体表示に用いるペンキ及び表示方法は検査有効期間中表示できるもの。

○車体表示は車両検査の際、容易に消し得ない状態にあること。

○氏名又は名称以外の記号のみで表示できるものは50両以上の使用者とする。

土砂等を運搬する大型自動車に係る表示 (例)

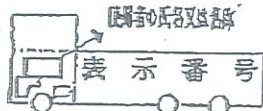


備考 表示方法は、ペンキ等により左横書きとし、文字、記号及び数字は黒とし、地を白色とすること。

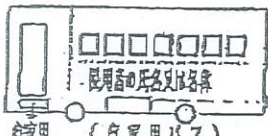
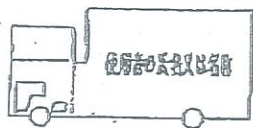
(大型ダンプ以外貨物車)



(大型ダンプ)

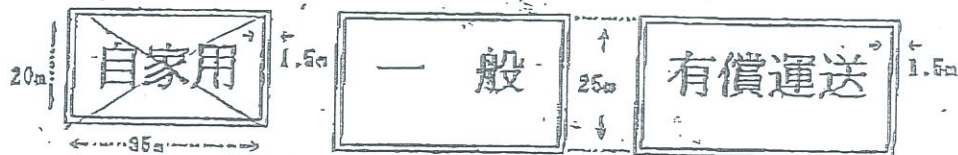


送迎輸送専用車



自家用バス

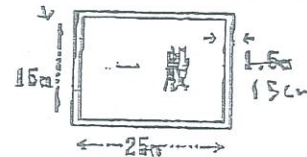
<普通車の標準>



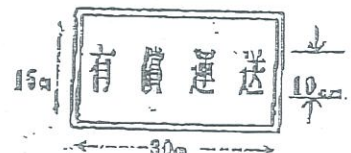
(一文字の大きさ18cm)

(一文字の大きさ縦18cm横10cm)

<小型車の標準>



その大きさ縦横9cm



土砂等を運搬する大型自動車の届出(ダンプゼッケン届出)のご案内

〔土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法〕

中部運輸局三重運輸支局 輸送・監査担当

1. 届出対象となる大型自動車

土砂等を運搬する大型自動車であって、車両総重量が 8,000kg 以上のもの及び最大積載量が 5,000kg 以上のもの。

2. 三重県内における届出書の提出、表示番号(ダンプゼッケン)の指定手続き

車両の登録手続きの前に三重運輸支局2階の輸送・監査担当窓口で以下の書類を提出して下さい。なお、使用届出書(甲)(乙)と、廃止届出書の様式は、三重運輸支局のホームページからダウンロードできます。

(1)新たに車両を使用しようとする場合【新車】

- ①土砂等大型自動車使用届出書(甲) ※過去に届出を行った場合は不要。
- ②土砂等大型自動車使用届出書(乙)
- ③自動車(予備)検査証 ※コピーでも可
- ④車両を使用する者が経営する事業の挙証書類

経営する事業の種類	表示	挙証書類
貨物自動車運送事業	営	不要
建設業	建	建設業法による許可書の写し
砂利採取業	砂	砂利採取法による登録の写し
採石業	石	採石法による登録の写し
砕石業	砕	大気汚染防止法による粉じん発生施設の設置等の届出書の写し、砕石のための設備に係る登記簿謄本
砂利販売業	販	砂利の山元又は買主との売買契約書又は仮契約書の写し、商工会議所、市町村等による事業内容証明書又は納税証明書
その他	他	廃棄物処理業については、廃棄物処理法による許可書の写し、生コンクリート製造業については、当該設備に係る登記簿謄本等、レンタカー事業については三重県内におけるレンタカー事業者であることの証明書

(2)新たに車両を使用しようとする場合【既に表示番号の指定を受けている中古車】

上記(1)①から④の書面に加えて、下記書類が必要です。

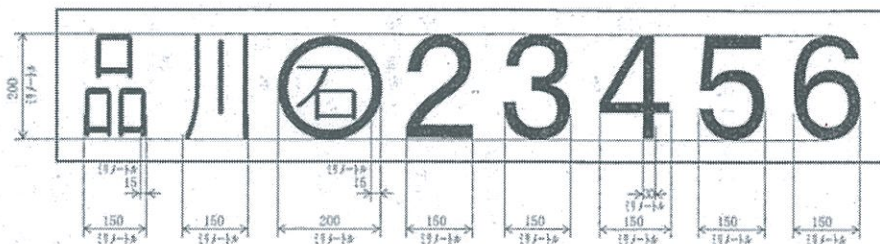
- ⑤土砂等運搬大型自動車使用廃止届出 ※既に前使用者が届出を行った場合は不要。
- ⑥自重計技術基準適合証

(3)車両の使用をやめる場合【廃車】

- ・土砂等運搬大型自動車使用廃止届出 ※他県での手続きも可能

3. 表示番号(ダンプゼッケン)の表示方法

- ・ペンキ等による横左書きとし、文字、記号及び数字は黒色とし、地は白色とする。
- ・数字は5けた以下のアラビア数字とし、文字の高さ 200mm、文字と数字の幅 150mm、記号の幅 200mm、文字と記号の太さ 15mm、数字の太さは 30mmとする。荷台の両側面及び後面に表示すること。



届出書の提出先 〒514-8411 津市雲出長常町字六ノ割1190-9

三重運輸支局 輸送・監査担当 TEL:059-234-8411

担当課: [滋賀運輸支局](#) 企画輸送・監査部門

大型ダンプ車両の届出について(ダンプ表示番号の指定)

土砂等を運搬する大型自動車(ダンプカー)を使用する方は、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」に基づき、国土交通大臣(使用の本拠を管轄する運輸支局長)へ使用届出を提出して、表示番号の指定を受けることとなっています。

対象となる車両

・土砂等を運搬する大型自動車

(最大積載量が 5,000kg または車両総重量が 8,000kg を超えるもの)

※土砂等とは

土、砂利(砂及び玉石を含む。)、碎石その他政令で定める物

→その他政令で定める物

砂利又は碎石をアスファルト又はセメントにより安定処理した物及びアスファルト・コンクリート、鉱さい、廃鉱及び石炭がら、コンクリート、れんが、モルタル、しっくいその他これらに類する物のくず、砂利状又は碎石状の石灰石及びけい砂

土砂禁ダンプ・商品自動車、公道を走行しない車両は届出・表示番号指定の対象外です。

届出書の提出・表示番号の指定手続きについて

登録前に企画輸送・監査部門で下記書類の確認のうえ表示番号の指定を受けて下さい。

輸送・監査部門窓口で確認する書類

- ・土砂等大型自動車使用届出書(甲)(押印省略可)
- ・土砂等大型自動車使用届出書(乙)(押印省略可)

- ・土砂等大型自動車使用廃止届出書(押印省略可)

※他事業者から車両を譲り受ける等、既に表示番号の指定を受けている場合のみ提出
他支局へ転出する場合、廃止届出は登録を行う他支局で提出することが可能です。

- ・自動車検査証
- ・自重計技術基準適合証
- ・経営する事業の挙証書類

↓ 挙証書類の例(自家用用途に使用することが確認できる書類)

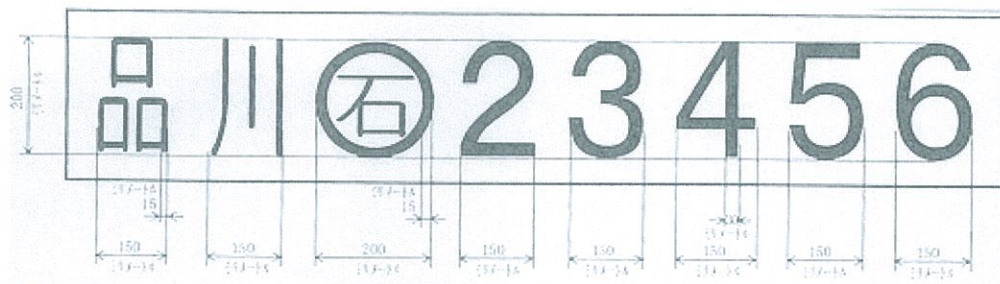
経営する事業の種類	表示	必要な書類等
運送事業	営	なし(貨物自動車運送事業法に基づく増車届出等は必要です)

砂利販売業	販	砂利の山元又は買主との売買契約書又は仮契約書の写し、商工会議所、市町村等による事業内容証明書又は納税証明書
砂利採取業	砂	砂利採取法による登録の写し
建設業	建	建設業法による許可書の写し
砕石業	砕	大気汚染防止法による粉じん発生施設の設置等の届出書の写し、砕石のための設備に係る登記簿謄本
採石業	石	採石法による登録の写し
その他(廃棄物処理・生コンクリート製造業)	他	廃棄物処理業については、廃棄物処理法による許可書の写し、生コンクリート製造業については、当該設備に係る登記簿謄本等

※上記の事業を営んでいる場合であっても、運送事業の許可無しに有償で他人の貨物を運送すれば運送事業法違反になります。

表示番号の表示方法について

文字の大きさ・太さ:



文字の高さ200mm、文字と数字の幅150mm、記号の幅200mm、文字と記号の太さ15mm、数字の太さ30mm

表示方法は、ペンキ等により左横書きとし、文字、記号及び数字は黒色とし、地を白色とすること。荷台の両側面及び後面に見やすいように表示して下さい。